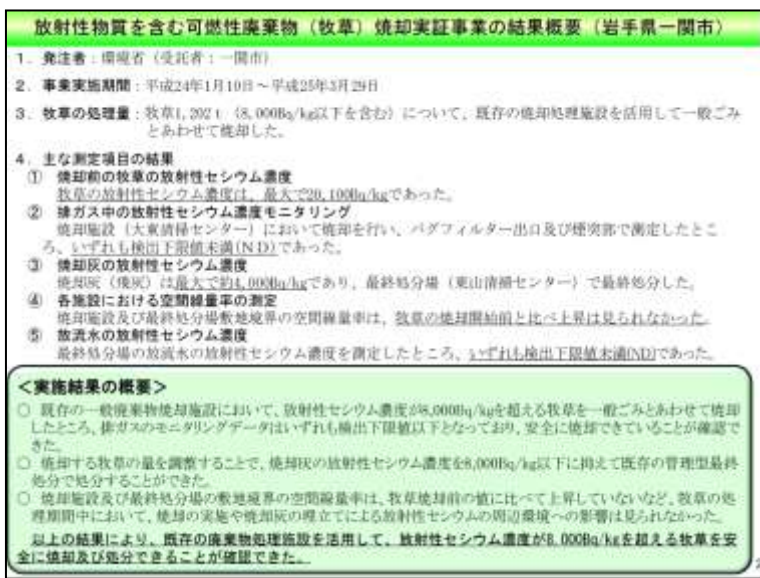


そもそも2万ベクレル超えの牧草焼却は許される？

- 2012年から約1年間かけて行われた環境省による実証事業として行われた。
- 発注者は環境省、受託者は一関市。
- 「牧草1,202t (8,000Bq/kg以下を含む)について、既存の焼却処理施設を活用して一般ごみと合わせて焼却」と記載。
- 「既存の廃棄物施設を活用して、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える牧草を安全に焼却及び処分できることが確認できた」と結論。



放射性物質を含む可燃性廃棄物（牧草）焼却実証事業の結果概要（岩手県一関市）

1. 発注者：環境省（受託者：一関市）
2. 事業実施期間：平成24年1月10日～平成25年3月29日
3. 牧草の処理量：牧草1,202 t（8,000Bq/kg以下を含む）について、既存の焼却処理施設を活用して一般ごみとあわせて焼却した。
4. 主な測定項目の結果
 - ① 焼却前の牧草の放射性セシウム濃度
牧草の放射性セシウム濃度は、最大で20,100Bq/kgであった。
 - ② 排ガス中の放射性セシウム濃度モニタリング
焼却施設（大東清掃センター）において焼却を行い、バグフィルター出口及び煙突部で測定したところ、いずれも検出下限値未満（ND）であった。
 - ③ 焼却灰の放射性セシウム濃度
焼却灰（飛灰）は最大で約4,000Bq/kgであり、最終処分場（東山清掃センター）で最終処分した。
 - ④ 各施設における空間線量率の測定
焼却施設及び最終処分場敷地境界の空間線量率は、牧草の焼却開始前と比べ上昇は見られなかった。
 - ⑤ 放流水の放射性セシウム濃度
最終処分場の放流水の放射性セシウム濃度を測定したところ、いずれも検出下限値未満（ND）であった。

<実施結果の概要>

- 既存の一般廃棄物焼却施設において、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える牧草を一般ごみとあわせて焼却したところ、排ガスのモニタリングデータはいずれも検出下限値以下となっており、安全に焼却できていることが確認できた。
 - 焼却する牧草の量を調整することで、焼却灰の放射性セシウム濃度を8,000Bq/kg以下に抑えて既存の管理型最終処分場で処分することができた。
 - 焼却施設及び最終処分場の敷地境界の空間線量率は、牧草焼却前の値に比べて上昇していないなど、牧草の処理期間中において、焼却の実施や焼却灰の埋立てによる放射性セシウムの周辺環境への影響は見られなかった。
- 以上の結果により、既存の廃棄物処理施設を活用して、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える牧草を安全に焼却及び処分できることが確認できた。

環境省実証事業の問題点(1)

- 焼却炉のバグフィルターでは粒径数ミクロン以下の集じん率は60-70%程度で40-30%程度のセシウムを含んだ煤塵が外部に漏れる。しかし周辺環境への影響は空間線量のみで評価。焼却炉周辺で暮らす住民にとって納得できるレベルの評価ではない。
- 煙突の出口での排ガス測定で「不検出」としているが検出限界は $0.8\text{Bq}/\text{m}^3=800\text{mBq}/\text{m}^3$ (宮城県への説明資料)であり検出限界が高すぎる。比較的低いレベルであっても大量の汚染物を焼却することにより周辺での汚染は蓄積される。また煤塵を長期的に吸い込むことによる内部被ばくの危険性がある。検出限界と規制値をもっと下げるべき。

環境省実証事業の問題点(2)

- 8,000Bq/kg超の汚染物は除染特措法に定める指定廃棄物のレベル。この指定廃棄物は除染特措法で収集、運搬、保管、処分は**国の責務**になっている。**一関市に対して一括して委託=丸投げ状態**。これで安全が確保できるのか疑問。
- 今回の実証事業では**一関市長自身が周辺住民への説明が「不十分であった」と認めている**。住民の理解や同意は得られていない。それにも関わらず結局、実証実験を継続し、さらにその後も汚染牧草の焼却を継続。
- 除染特措法では8,000Bq/kg超えの汚染物の占有者は指定廃棄物としての**「申請をすることができる」となっており、申請をしなくても罰せられない法律の抜け穴**がある。実際には8,000Bq超えの指定廃棄物として処理しなければならないレベルの廃棄物も多くあるはず。今回の実証事業の「お墨付き」により、既存の焼却炉において**指定廃棄物レベルの廃棄物を一般廃棄物と混焼して処理されてしまう可能性**がある。